

公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年7月20日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第1号

公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程等の一部を改正する規程  
(組織に関する規程の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程(2019年4月規程第1号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)																
<p>(法人本部)</p> <p>第7条 法人本部に、次の組織を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">課</td> <td style="width: 50%;">係</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>企画戦略室</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(大学の業務執行組織)</p> <p>第12条 大学の業務を執行するため、事務局、学生部、図書情報センター及び<u>地域連携教育・研究センター</u>を置く。</p> <p>2 略</p>	課	係	略	略	<u>企画戦略室</u>	略	略	略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><u>広報戦略室</u></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p><u>いちかんダイバーシティ看護開発センター</u></p>					<u>広報戦略室</u>			
課	係																
略	略																
<u>企画戦略室</u>	略																
略	略																
<u>広報戦略室</u>																	

(事務分掌規程の一部改正)

第2条 公立大学法人神戸市看護大学事務分掌規程(2019年4月規程第32号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p><u>(法人本部企画戦略室)</u></p> <p>第3条 法人本部企画戦略室は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>学長の選考に関すること(法人本部経営管理課総務係の所管に属する)</u></p>	<p><u>(法人本部広報戦略室)</u></p> <p>第3条 法人本部広報戦略室は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>広報活動に係る企画及び実施並びにそれらの総合調整に関すること</u></p>

ものを除く。)。

(2) 第1期中期計画及び各年度計画の策定及び推進に関すること。

(3) 人事及び組織（法人本部及び事務局を除く。）に関すること（法人本部経営管理課総務係の所管に属するものを除く。)。

(4) 産官学連携による研究開発の推進に関すること。

(5) 中期目標に掲げる健康創造都市戦略の推進に係る企画及び立案に関すること。

（法人本部経営管理課）

第4条 法人本部経営管理課総務係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) 略

(4) 中期目標，中期計画及び年度計画に関すること （法人本部企画戦略室の所管に属するものを除く。)。

(5) 略

(6) 学長の選考に関すること （法人本部企画戦略室の所管に属するものを除く。)。

(7)～(12) 略

(13) 人事及び組織の管理に関すること （法人本部企画戦略室の所管に属するものを除く。)。

(14)～(20) 略

(20)，(21) 略

(22) 式典に関すること \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

(23)～(38) 略

（事務局教務学生課教務係の所管に属するものを除く。)。

(2) I Rに係る調査及び分析並びにそれらの総合調整に関すること。

(3) 報道機関との連絡及び調整に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか，広報及びI Rに関すること。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(21) (22)

(23) \_\_\_\_\_ （事務局教務学生課教務係の所管に属するものを除く。)

(24)～(39) 略

(39) 広報活動の企画及び実施，報道機  
関との連絡並びにそれらの総合調整  
に関すること（事務局教務学生課教  
務係の所管に属するものを除く。）。

(40) 略

(41) （仮称）公立大学法人神戸市看護  
大学地域連携・国際交流・生涯教育  
センター構想に関すること。

(42)，(43) 略

（事務局経営管理課総務係）

第5条 事務局経営管理課総務係は，次  
に掲げる事務を分掌する。

(1)～(8) 略

(9)～(12) 略

(13) 地域連携に係る事業の企画，調整  
及び支援 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ に関すること  
（事務局教務学生課教務係の所管に  
属するものを除く。）。

（事務局教務学生課教務係）

第7条 事務局教務学生課教務係は，次  
に掲げる事務を分掌する。

(1)～(27) 略

(28) 広報活動の企画及び実施に関する  
こと（法人本部経営管理課総務係の  
所管に属するものを除く。）。

(29) 地域連携に係る事業の企画，調整  
及び支援 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ に関すること  
（事務局経営管理課総務係の所管に

(40) 毒劇物その他これに類する薬品に  
関すること。

(41)

(9) 産官学連携による研究開発の推進  
に関すること。

(10)～(13)

(14)

並びいちかんダイバーシテ  
ィ看護開発センター

(28) 入学式，卒業式等に関すること。

(29)

法人本部広報戦略室

(30)

並びいちかんダイバーシテ  
ィ看護開発センター

属するものを除く。)

(法人本部の職)

第10条 略

2 法人本部に本部長，室長代行及び担当課長を，企画戦略室に室長を，課に課長及び担当係長を，係に係長を置く。

(神戸市看護大学の職)

第11条 略

2 略

3 略

(職務)

第12条 略

2 学部長，研究科長，学生部長 \_\_\_\_\_，内部監査室長，企画戦略室長，室長代行及び課長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

3 \_\_\_\_\_係長及びキャリア支援室長は，上司の命を受け，所掌事務を主任し，所属職員を指揮監督する。

4～6 略

(代行)

第13条 略

2 略

3 企画戦略室長が欠けたとき又は企画戦略室長に事故があるときは，企画戦略室長代行がその事務を代行する。

4 略

\_\_\_\_\_

広報戦略室

3 神戸市看護大学図書情報センター及びいちかんダイバーシティ看護開発センターにセンター長及び副センター長を置く。

4

\_\_\_\_\_，センター長 \_\_\_\_\_  
広報戦略室  
長

副センター長，

センター長 \_\_\_\_\_  
センター長 \_\_\_\_\_  
副センター長 \_\_\_\_\_

<p>(専決)</p> <p>第14条 学長，本部長，事務局長，学部長，研究科長，学生部長，<u>企画戦略室長</u>及び課長は，別に定める事項を専決することができる。</p>	<p><u>広報戦略室</u></p> <p>長</p>
--	------------------------------

(広報委員会規程の一部改正)

第3条 公立大学法人神戸市看護大学広報委員会規程（2019年4月規程第12号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は，<u>教務学生課教務係</u>において，処理する。</p>	<p><u>法人本部広報戦略室</u></p>

(地域連携教育・研究センター運営委員会規程の一部改正)

第4条 公立大学法人神戸市看護大学地域連携教育・研究センター運営委員会規程（2019年4月規程第20号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p><u>公立大学法人神戸市看護大学地域連携教育・研究センター運営委員会規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（2019年4月規程第1号）第6条第1項の規定に基づき，<u>地域と連携した教育，研究活動等を調査審議するため，公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の下に公立大学法人神戸市看護大学地域連携教育・研究センター運営委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は，次の各号に掲げる者</p>	<p><u>公立大学法人神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センター運営委員会規程</u></p> <p style="text-align: right;">い</p> <p><u>ちかんダイバーシティ看護開発センターの教育，研究活動，地域連携活動等</u>に関し調査審議し，<u>全学的な推進を図るため，公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の下に公立大学法人神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センター運営委員会</u></p>



<p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか，地域との連携及び看護職等の生涯学習に関する事項</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は，<u>教務学生課教務係</u>において，処理する。</p>	<p><u>関する事項</u></p> <p>(5) <u>産官学連携に係る調査，企画及び実施に関する事項</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか，中期目標及び中期計画における神戸市看護大学の全学協働で取り組む事項として学長が定める事項</u></p> <p style="text-align: right;"><u>経営管理課総務係</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は，公布の日から施行し，2021年4月1日から適用する。  
(地域連携・国際交流・生涯教育センター構想委員会規程の廃止)
- 2 (仮称) 公立大学法人神戸市看護大学地域連携・国際交流・生涯教育センター構想委員会規程(2020年4月規程第21号)は，廃止する  
(国際交流委員会規程の廃止)
- 3 公立大学法人神戸市看護大学国際交流委員会規程(2019年4月規程第19号)は，廃止する。